

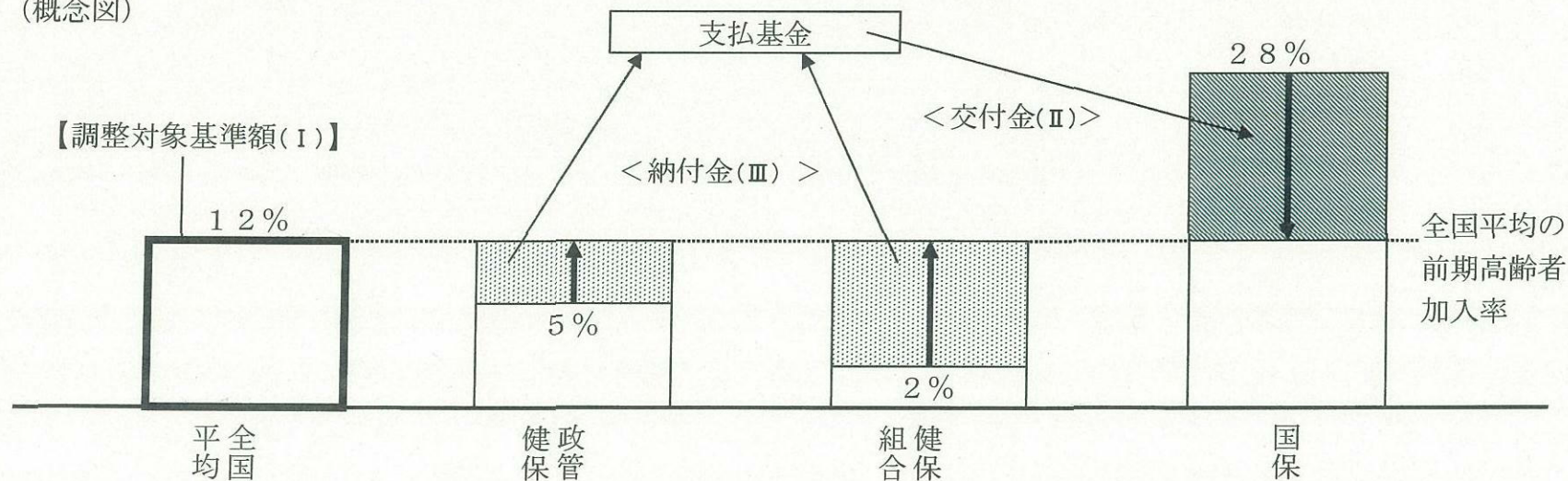
前期高齢者財政調整について(現行制度)

前期高齢者加入率が、全国平均加入率12%を上回る保険者については交付金が交付され、下回る保険者については納付金を納付することとなる。  
 健保組合は、一般的に前期高齢者の加入率が低いので、納付金を納付することとなる。

各保険者の納付金

$$= (\text{当該保険者の1人あたり前期高齢者給付費}) \times \text{当該保険者の0~74歳までの加入者数} \\ \times (\text{全国平均の前期高齢者加入率} - \text{当該保険者の前期高齢者加入率})$$

(概念図)



# 被用者保険の65歳以上の被扶養者に係る割増保険料率

資料 I - ③

(第3回高齢者医療制度に関する検討会 提出資料)

仮に、65歳以上被扶養者が被用者保険に加入する場合に割増保険料を被保険者本人から徴収すると仮定した場合の割増保険料率を計算。

## I. 65歳以上被扶養者の医療給付を賄うために必要な保険料率

- 公費負担は、現行の長寿医療制度と同様の75歳以上の医療給付費に対する5割の公費負担の他、協会健保には、5割公費分を除く医療給付費にも国庫負担(75歳以上分の16.4%及び75歳未満分の13%)を仮定。

	協会健保	組合健保
65歳以上の被扶養者の医療給付費 ①	1.2兆円	0.6兆円
公費負担 ②	0.5兆円	0.2兆円
65歳以上被扶養者を扶養する被用者本人の総報酬 ③	7.6兆円	5.3兆円
割増保険料率(被扶養者1人あたり) (①-②) / ③	9%程度	7%程度

※ 平成18年度健康保険被保険者実態調査の被保険者数及び総報酬並びに平成20年度予算ベースの1人当り医療給付費を基礎とした推計値

## II. 長寿医療制度において負担することとなる保険料相当額を割増保険料率とする場合

- 長寿医療制度の均等割保険料の平均額(年額) 41,500円 …… ①  
(被扶養者は所得割を負担せず世帯としては軽減世帯に該当しないと仮定)

	協会健保	組合健保
65歳以上被扶養者を扶養する被用者本人の1人当たり平均総報酬 ②	410万円	610万円
割増保険料率(被扶養者1人あたり) ① / ②	1.0%程度	0.7%程度